

平成 20 年 12 定 文教常任委員会

此村委員

私の方からも何点か質問をいたしたいと思います。

まずはじめに、携帯電話の安全利用と裏サイト等、ネットいじめへの対応ということで質問をいたします。

携帯電話の安全・安心な使用のための携帯電話サイト、かながわモードが開設されたわけであります。教育委員会が子どものケータイ安全・安心検討委員会を設置いたしまして、その検討結果を踏まえて策定したものと伺っており、全国的にも珍しい取組であると、このように聞いております。

そのサイトを子供や保護者に活用してもらわなければ意味がありませんし、これだけでネットいじめが解決するとは思っておりません。そこで、学校裏サイト等によるネットいじめなど、携帯電話を巡る問題について何点か伺いたいと思います。

まずは、先の 6 月定例会の常任委員会で私はこの問題を取り上げ、その際、検討委員会を設置するとのことでありましたが、検討結果を報告書にまとめて終わりではなく、それをいかに周知するかなど、その後の取組が大切であり、PTAなども加えた新たな組織を立ち上げるべきだとお話をいたしました。その検討状況はどのようになっていますでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

子どものケータイ安全・安心検討委員会の検討状況でございますけれども、来週の 12 月 19 日に第 3 回の検討委員会を計画しております。そこで一応、報告書のまとめ等に入るわけでございますけれども、その中で今後の普及の計画ですとか、組織についても検討をしていきたいということで、その後は委員のお話にございました携帯電話サイトかながわモードの積極的な活用なども含めまして、PTAですとか、市町村教育委員会、校長会などで構成します新たな組織を設置いたしまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

普及啓発の対象でございますけれども、子供たちはもちろんでございますが、保護者に対する啓発も大変重要であるというふうに考えております。子供の携帯電話の使用状況などを保護者が適切に把握できるようにするために、その具体的な方法などもその中で示していくことが大切じゃないかなというふうに考えております。

此村委員

新たな組織を立ち上げると、こういうことでございますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、携帯電話サイトかながわモードを開設したことではありますが、携帯電話サイトだけでなく、みんながすぐに見られる形で、やってはいけないこと、正しい使い方、さらには不適切に使用した場合には犯罪になるなどのことについて、全校に周知をしていくべきだと、このように思いますが、この点についていかがでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

携帯電話サイトに加えた周知というお尋ねでございます。

子どものケータイ安全・安心検討委員会の報告書には、携帯電話の適切な取扱方法について、検討委員会からのメッセージを巻末に掲載する予定で考えてございます。

このメッセージにつきましては、市町村教育委員会や学校が指導資料や啓発資料として

活用できるようにしてまいりたいというふうに考えておりました、その中に委員御指摘のような、してはならないこととか不適切に使用した場合には犯罪ともなるというような情報モラルに関するものを含めてまいりたいというふうに考えております。ここの部分につきましては、今後新たな組織ができますので、そこも踏まえた中で学校等に周知を図っていくということで考えております。

また、(財)コンピュータ教育開発センターというのがございまして、そこは情報モラルの指導資料を作成、公開しております。検討委員会の報告書の中にもそういった機関のリンク集を示しまして、市町村教育委員会、学校がそういったものも活用できるような情報提供も行ってまいりたいというふうに考えております。

此村委員

啓発というそういう形でしっかりやろうと、こういうことですが、国の専門の委員会等では、啓発だけではなかなか進まないのではないかと、啓発だけの限界というのがこの有識者会議等で指摘をされているわけですが、さらにその上に具体的に今度打てる手をきちっと打っていくと、こういうことも必要ではないかというふうに思うわけでありませう。

その一つといたしまして、東京都の教育委員会の方で来年度から都内すべての公立小・中・高校の学校裏サイトをインターネット上で監視し、必要があればネット管理会社に削除を要請する事業を始めるといった具体的な取組を始めると、こういうことになっているわけでありませう。

まず、その内容について把握をされているか、把握されている点について簡単にお話を頂きたいと思ひます。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

東京都の新しい事業のお話でございますけれども、学校裏サイトの監視ということで計画されているということで、東京都に私どもで照会をさせていただきました。その結果でございますけれども、現在、来年度の事業ということでございまして、予算要求の段階にあるというお話でございます。

ということで、実施形態等、詳しいことは現段階ではまだ決まっていないう御回答がございましたけれども、枠組みといたしましては、今委員お話のございましたように、都内の公立学校を対象としまして、サイトパトロールというものを民間企業に委託して実施していくということでございました。

具体的には、受託した企業が各学校に関するプロフィールサイト、通称プロフと言っておりますけれども、プロフや掲示板サイトですとか日記サイト、ブログ等の各サイトの監視をいたしまして、不適切なものがあれば、インターネット接続業者、プロバイダの方に削除依頼をする。それと併せまして、教育委員会や学校にも通報をしていただくというような仕組みを考えているというお話でございます。

此村委員

この取組について、東京都の詳細はこれからということですが、非常に有効的な取組ではないかと、このように私は思っておりますが、本県としてはどのように考えておりますでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

委員お話しのとおり、サイトの監視を行うということにつきましては、監視を行うということ公表するということにつきましては、児童・生徒が不適切な書き込みをすること

に対する防止、また一定の抑止効果もあるものというふうに考えております。

ただ、業者のサイトパトロールは、今現在こういう監視体制が整ってきたという反面、各生徒が今いろいろサイトをやるんですけれども、パスワードを使って、その中でそういう監視に引っ掛かからないような形での、要はたちごっこの部分もございませぬ。そういうようなパスワードを掛ける状況も増えてきているという状況もございませぬので、その部分については監視の対象外になってくるという二面性があるのかなと思っております。

そのようなことを踏まえまして、委員お話しのとおり、この取組をやることによって、どのような効果が出てくるのか、私どもも東京都の実施状況を検証させていただきまして、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

此村委員

完ぺきな対策というのはなかなか、どんな政策でも100%完ぺきというのはなかなかないものでありますが、できるところはきちっと押さえていくと、これは一つの施策を執行していく姿勢ではないかと、このように思っております。

お金の問題もあるんでしょうが、漏れ聞くと、年間数千万程度というふうなお話ですし、子供の安全・安心を確保していくと、このためにはある意味では全力で取り組まなきゃならぬと、こういうことと、それからもう一つは、私は川崎に住んでおるんですが、東京から神奈川県の高校とかにきている人、私立の小・中など、逆に神奈川県から東京に通っている。東京都で行っていますよと、一方で、神奈川県は何もやっていませんよという、こういった問題も起こるわけでありまして、来年度から東京都がやると、こういうことで若干東京都の方が先発をするわけでありまして、後発組の一つ有利な点は、それを見ながら更に良いものを進めていくという、こういう点も考えられるわけでありまして、今、課長からも御答弁していただいたように、是非前向きに検討を進めていただきたいと思います。

それで、県教育委員会として、学校裏サイトや電子メールによるネットいじめなど、携帯電話を巡る問題への対応として、どのような取組を今後行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

今後の取組というお尋ねでございませぬけれども、私どもが今年の1月から3月にかけて、所有率等を調査をさせていただきました中でも、中学生等の所有率がかなり高くなってきているという状況にございませぬ、この問題は今後ますます大きな問題になるのではないかなというふうに考えているところでございませぬ。

そのような中で、今年度本格実施をいたしましたけれども、携帯電話教室というのも県立高校全校でやっております。この取組につきましては、小・中学校でも希望するところはやっているんですけれども、本当に犯罪、やってはいけないこと、そういうのを教える部分では有効な取組であるというふうに考えておりますので、まずこの取組は来年度も更に拡充できれば、どんどん展開をしていきたいなというふうに考えております。

また、先ほど御紹介しましたかながわモードも皆さんに使っていただけるように、いかにしたら皆さんに周知できて使っていただけるかというところも踏まえて、普及啓発活動を行っていきなと。特にPTAの団体の方、保護者の方への働き掛けが大変重要であるというふうに考えておりますので、具体的には、携帯電話についてお子さんとよく話し合っていて、持つか持たないかからまず話し合いをしていただければなというふうに考えております。それで、持たないということであればそういう危険性はないと。ただ、今の現状からすると、中学1年生ぐらいで入学祝いとか、そういう部分で購入しているケースが結構多くなっているというふうな状況もございませぬので、もし持たせる場合には、家庭の中で

つちりとしたルールをまず話し合ってくださいということをお願いしてまいりたいと。

それと、フィルタリングサービスにつきましては、これは必ずかけてくれというようなお願いをして、これらの取組を県も全体の様々な場面で発信することで、子供たちが携帯を持つ場合には安全に使えるというような体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

此村委員

携帯を持つという前提でお話を伺ったわけですが、今度学校の中で、学校に携帯電話を持ち込ませるかどうかということで議論が起こっているところでして、横浜は原則持込禁止ということで、それから大阪府知事も持込みは原則禁止だと、こういうことの表明といえますか、話があると。

それで、国の方も各知事、それから首長、それから都道府県の教育委員会、それから各市の教育委員会にあてて、きちっとした対応を明確にすべきだという通知が文部科学省の方から出ているだろうと思っておりますが、本県の対応はどのようになるのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

今、委員からお話のございました文部科学省の通知でございますけれども、これにつきましては7月25日付けで、私どもの県の教育委員会の方にも届いているものでございます。

それを受けまして、私どもといたしましては、各市町村教育委員会に向けて8月1日付けで文部科学省の通知も踏まえた形で適切な対応を図るようにと、各学校での指針等の明確化を図るというようなことでお願いの文書を出しているところでございます。

此村委員

それも県の教育委員会の態度なのかもしれないけれども、要するに丸投げじゃないけれども、各市町村で決めなさいよと。こういうお話なんだろうというふうに思いますが、この有識者会議がまとめた報告書によると、原則禁止ということをきちっと打ち出せと、こういう書き方になっておりますが、その点はどのような表現で各市の教育委員会に伝達しているわけですか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

私どもからお出した通知の本文には原則禁止という文言は表記されておられません。ただ、その中で、文部科学省の通知の中に原則禁止という指針例がございますので、それも踏まえた形で実施をしてほしいということで、私どもはお願いをしているという状況がございます。

それで、今大阪の知事のお話もございましたけれども、私どもとしましても、原則禁止という取扱いについては、それは本当に好ましいものであるなというふうには考えているところでございます。ただ、持込禁止というのは、最終的には学校が決めている部分がございますので、市町村を踏まえて、所管の市町村と学校がそれぞれ学校の決まりの中で決めていただくのが望ましいものだなというふうに考えております。私どもとしましても、原則禁止の取扱いにつきましては、今後進んでいくことは好ましいことであるというふうに考えております。

此村委員

これ以上この問題で議論するのはあれなんですけど、お話し申し上げておきたいのは、要するに皆さんの意見というか、態度をきちっと伝えるということが大事なんですよ。要す

るに、いろいろな問題を前にも指摘しているけれども、上から来たのをそっくり下に下ろして、何か問題があったら、あんたら責任取りなさいよみたいな、こういうことではいけないのではないかということの前から御指摘をさせていただいております。

ただきちっと、これは県教委としてどういう考えなんだということをやることによって、また各市の教育委員会もそのやり方でできる。市の教育委員会も今のようなやり方だったら、最終的には学校関係者が決めることなんだからという、そうなったら、全部責任は学校の校長、全部学校になるんですよ。

そうじゃなくて、きちっと一定のものは常識として、見識として、県の教育委員会が態度を示すということをや文部科学省も求めているわけですから、きちっと対応をとっていただきたいと思います。

それと、知事がちょっと発言をしまして、12月9日の新聞で、大阪府知事が公立小・中学校への携帯電話の持込禁止を求めたことについて、一律の規制に異論を唱えたということ、それで松沢知事は携帯電話の持込みについて、各学校、教育委員会が判断すべきだとしながらもということやうんぬんと書いてあるわけですよ。それで、問題となっている授業中のメールについても、子供が学校に入るときに携帯電話を集めてしまうなど、学校の努力で防ぐことができるなどの見解を示したということです。

ちょっとこれだけだと全然分からないし、記者会見の現場にいなかったから、皆さんのうちでだれかいたか分かりませんが、これを見ると、松沢知事は持込みを禁止するのは反対だと、持ち込んできて、もし学校内で電話するなら、学校で取り上げればいいんだみたいにとれるような新聞記事になっております。

新聞記事は必ずしもそれが真実をとらえていないということは、我々は日ごろから散々よく知っておりますが、少なくともこの新聞記事についてどのように思っていますか。本当は松沢知事にこの場に来てもらって聞けば一番いいんでしょうが、どうでしょうか。

学校教育担当部長

お話の点でございますけれども、知事が方針と申しますか、どのような思いで言われたかというところまでは、なかなか我々としても分からないところでございますけれども、ただ、こうした携帯電話の状況、その他について、我々と認識が非常に大きく違うということはないというふうに私どもは思っております。課題が相当にあって、そうした中で、学校現場の中で真剣に対応をしていくということを我々も努めておりますけれども、知事も全く同様のお考えでいるというふうにまずは思っております。

そうした中、先ほど委員の御指摘がございましたように、伝達をしていくことだけではなくて、県教育委員会としてもしっかりと認識を持って取り組んでいくべきだというのは誠に御指摘のとおりでございます。私どもも文科省の考え方も踏まえながら、小学校、中学校のお話でございますから、責任の所在としては設置者ということでございますけれども、私どもの考え方もしっかりと伝えていく場はいろいろな場面がございますので、その中でしっかりお伝えをしながら、そうした問題について取り組んでまいりたいと考えております。

此村委員

知事は大体こう思っているだろうと、こういう話ですが、本当は確認したいんですけれども、この場ではこの問題はさて置きまして、きちっとした一つの対応をお願いをしておきたい。今、部長からお話があったように、上の方がきちっと責任というか、明確に示す時は示すということが大事で、とにかくそういう口実の下に責任を下の方にみんな押し付けるかのようないろいろなことがあっちこっちで起こっているわけですよ。それじゃ駄目ですよということを申し上げているわけでありまして、今伺ったような形をお願いをし

たいというふうに思っております。

次に、大麻事件について。大麻事件がいろいろとマスコミ等をにぎわしておりますけれども、これらを踏まえた薬物乱用防止教育についてお伺いをしたいと思っております。

大学生による大麻乱用事件が相次いでいる中、先日県内の通信制高校に通う 20 歳になる高校生が大麻の所持で逮捕されるなど、青少年による大麻の乱用が大きな社会問題ともなっております。大麻をはじめ、覚せい剤などによる薬物乱用は成長過程にある青少年にとって、心身に重大な影響を及ぼします。これまでも学校では高校生に対して、薬物乱用に関する教育を行ってきておると思いますが、今回の事件を踏まえまして、高校生の薬物に対する意識や乱用の実態を把握するための実態調査を行い、しっかりとした対策に取り組んでいく必要があると、このように思っております。

そこで、教育委員会による薬物乱用防止教育の取組について幾つか伺いたいと思います。

まず、高等学校においてどのような防止教育が行われているか、お聞かせをいただきたいと思っております。

保健体育課長

高等学校におきましては、学習指導要領にのっとりまして、保健学習の時間に薬物乱用が心身に悪影響を与えること、法律で厳しく規制されていること、また薬物を人に勧められたとき、しっかりと断る必要があることなどを指導しております。

そのほか、学校医、学校薬剤師、麻薬取締官OBなど、専門的な立場の方を講師にお招きいたしまして、特別活動の時間などを使いまして、薬物乱用防止教室を開催しております。

此村委員

今回の定時制とはいえ、高校生による大麻の問題をはじめ、本県における高校生の薬物乱用についての現状はどのようになっているか、お伺いをしたいと思います。

保健体育課長

県警の少年育成課の統計によりますと、大麻、覚せい剤、シンナー等有機溶剤、麻薬及び向精神薬の乱用によって検挙された高校生の数は、平成 11 年の 137 人をピークに減少しておりまして、平成 19 年は 11 人でございました。

一方、今年は 10 月現在で 15 人が検挙されておりまして、既に昨年を上回っております。特に大麻により検挙された高校生は昨年は一人でしたが、今年 10 月現在で既に 4 人となっております、昨年来を 3 人を上回っております。

此村委員

これは本県だけではなくて、東京とか他県、全国的な問題と言ってもいいのかもしれませんが、売人であるイラン人をして、余りにも大麻を扱う人が多いので日本の将来が心配だなんて言われるようなコメントが出ていたように記憶をいたしておりますけれども、日本はどうなるんだというようなことを売人に心配をさせるような、そんな普及状態というようなことで報道をされておりました。

そこで、今お話がありましたように、大麻を含めた薬物乱用防止教育について今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

保健体育課長

県教育委員会といたしましては、来年度、県内の小学生、中学生、高校生の薬物に対する意識や乱用の実態を調査いたしまして、薬物乱用防止教育を推進する上での課題を整理

するとともに、それらの課題を解決するための方策を検討したいと考えております。

その調査結果を基に、平成16年3月に県教育委員会で作成いたしました薬物乱用防止教育指導資料を改訂いたしまして、保健学習の時間や薬物乱用防止教室などの指導において、より活用しやすいものにしてまいりたいと考えております。

また、教員の研修においても、生徒に対して適切な指導が行えるよう、指導資料を活用するなどして研修を充実してまいります。このような取組によって、今後もより一層、薬物乱用防止教育の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

此村委員

薬物乱用はとにかく低年齢化しているという、これが既成の事実になっています。

そこで、先ほどもお話がありましたように、薬物乱用防止教室を実施していると、こういって皆さんから頂いた資料を私は持っているんですが、小学校では平成19年度の実施率が29.1%、前年の32.0%よりも下がっている。それから、中学校は実施率90.4%で前年の92.1%よりも下がっている。それから、高校は98%で前年と変わらずということですが、4校、196校のうち192校はやっているけれども、同じ高校4校がやってないのかどうか分かりませんが、4校やってないところがある。

これはやってない理由、少なくとも小・中は各市の教育委員会の管轄になるかと思いますが、そこに対してきちっと県教委としても指導性を発揮すると同時に、この県立高校については、これは皆さんが直接きちっと対応をできるわけではありますが、この4校が何でやってないのか。やらない正当な理由があるのかもしれませんが、正当でない理由でやらないのかもしれませんが、数の問題じゃなくて、やらないところがあるということが私は問題だと思いますので、これはきちっと調べて、分かっていたら答弁をしていただいて結構なんですけど、もし今答弁できる状況になればきちっと調べておいていただきたい。そして、対応をしていただきたい。時間がないので、これにとどめさせていただきたいと思いますが、指摘をさせていただきたいと思っております。

次に、総合型地域スポーツクラブについてお伺いをしたいと思っております。

高齢化がますます進む中で、県民の健康、体力づくりは欠かすことのできないものとなっております。また、都市化、核家族化が進み、地域のコミュニティにおける人間関係が大変希薄になってきており、社会環境の整備が求められております。

こうした中で、運動やスポーツの役割は大変重要になってきており、国ではスポーツ振興基本計画を策定し、スポーツ振興を通じて明るく豊かで活力ある社会の実現を目指しております。特にだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの育成を重要な施策として位置付けております。我が党においても、マニフェストで中学校区に一つの総合型地域スポーツクラブの設置を推進しているところであります。

そこで、総合型地域スポーツクラブについて何点か伺いたいと思っております。

はじめに、地域において子供から高齢者まで、だれもが様々なスポーツを楽しめるといわれる総合型地域スポーツクラブの育成は重要だと考えますが、確認のために総合型地域スポーツクラブについて具体的にどのようなものか、お伺いをしたいと思っております。

スポーツ課長

お尋ねのあった総合型地域スポーツクラブでございますけれども、従来の地域の野球チームですとかサッカー少年団、このような単一の種目だけではなく、例えばバレーボールやゲートボール、卓球、バトミントン、こういった複数の種目を備えているスポーツクラブでございます。また、子供から高齢者まで様々な年齢の方々が活動しております。さらに、スポーツを楽しみとして行う愛好者の方、より競技志向の強いアスリートまで、

様々な興味、関心、技能を持っている方々がそれぞれのスポーツニーズに応じた活動ができるようなクラブということでございます。これは種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術レベルの多様性という三つの多様性を備えているということが特徴というふうにされてございます。

それに加えて、この総合型地域スポーツクラブは、日常的には活動の拠点となる施設、例えば学校の体育施設ですとか地域の公共施設、こういう既存の施設を活用いたしまして、地域住民の方のスポーツニーズに応じて、会員の方から会費を取るなど、そういうことで地域住民が主体的に運営をするというものというふうに規定されております。

此村委員

それでは、この総合型地域スポーツクラブは本県に幾つ設置されているのか、また、全国的に見ると本県はどのような状況にあるのか、お伺いしたいと思います。

スポーツ課長

県内の設置状況の最新データでございますが、平成20年11月1日現在では設置済みが39クラブ、創設準備中が8クラブ、合計で47クラブとなっております。

また、全国的な対比でございますが、7月1日が通常基準日ということで、国の方で統計をとってございまして、7月1日の数で比較いたしますと、全国の育成状況は、設置済みが2,233クラブ、創設準備中が535クラブで、合計で2,768クラブとなっております。本県の場合、創設済みが38で準備中が九つということで、47クラブということでございますので、都道府県別に見ると本県は全国的には16番目のクラブ育成数ということでございます。

此村委員

本県は数だけじゃなくて人口が当然多いわけでありまして、そうした割には必ずしも進んでいる方ではないと。それと同時に、全国と比べるだけじゃなくて、私どもは先ほど申し上げたような理由から、総合型地域スポーツクラブを積極的にどんどんとつくっていただきたいと、それでだれもが身近なところでこういった設備を利用できるようにしたいものだというふうに思っているわけでありましてけれども、総合型地域スポーツクラブを育成するために県としてはどのように取り組んでおられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

スポーツ課長

総合型地域スポーツクラブの育成でございますが、これは今まで国、県、市町村、あと関係団体、これが役割分担をしながら推進しているところでございます。

具体的な役割でございますが、国におきましては、スポーツクラブの全国展開を積極的に推進するために、日体協といったスポーツ関係団体との連携強化を図りながら、育成環境の整備に取り組む。また、都道府県は、基本的にクラブの育成を担っております市町村の支援を行う。また、市町村は、地域住民にとりまして一番身近な自治体でございますので、地域の状況やニーズをよく把握されているということでございますので、クラブ創設の核となる人材、あるいは団体の発掘などを行っております。さらには、日本体育協会は各都道府県の体育協会を通じて様々な助成を行うとともに、クラブ創設に向けた指導、助言を行っているという状況でございます。

その中で、本県の取組でございますが、特徴的なものといましては、県立体育センターを中心といたしまして、例えばまだ総合型地域スポーツクラブの育成がされていない市町村を対象といたしました普及・定着化キャラバン、こういうものの開催もございませ

て、このキャラバンは既に活動しているクラブのクラブマネージャーさんをお願いをしまして、各市町村に実際に出向いていただいて、クラブの活動の素晴らしさ、あるいは運営上の苦勞、また実際に運営していくためのノウハウ、こういうことをお話ししていただいております。これからのクラブを立ち上げようとしている皆さんからは、実践的でとても参考になったというお話を頂いておるところでございます。

此村委員

今、市町村、県体協、それぞれが役割を分担しながら取り組んでいると、こういうお話がありました。しかし、まだまだ育成クラブ数が非常に少ないという現状、それとまた、総合型地域スポーツクラブが持つ様々な効果ということを考えれば、もっともっと育成をする必要があると私は思っておりますが、今後更に育成を推進していくために、どのように県として取り組んでいかれますか、お聞かせをいただきたいと思っております。

スポーツ課長

引き続き県立体育センターを中心といたしまして、普及・定着化支援事業、これを推進してまいりたいと思っております。

また、今現在t o t oの売上げが非常に好調ということでございまして、指導者派遣等事業助成という予算も増額されてございますので、平成21年度につきましては、各クラブへの指導者の派遣につきまして、派遣回数を増やすなど、そういうふうな積極的な取組をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど申し上げました日本体育協会を通じた助成ですが、各市町村1クラブという制約がございまして、特に本県における政令指定都市である横浜市や川崎市、これは各区毎で助成が受けられない状況、各市町村で一つということでございましたので、そういう状況がございました。

しかし、来年度に復活するt o t oの助成事業がございまして、横浜市や川崎市など、既に総合型スポーツクラブが創設されている市町村においても助成事業を活用することができるということになりましたので、その活用に向けて市町村への周知、各種会議等を通じて広報等をしてまいりたいと思っております。

此村委員

地域におきまして、こうした施設は子供からお年寄りまで、だれでも身近なところで運動する、またスポーツすることができるということで大変重要であると。私どもは何とか中学校区に一つぐらい、お年寄りが、また子供たちが日常的に行ける生活圏というと中学校区に一つだろうと、こういうことでございまして、そういった意味で中学校区に一つのこういった総合型地域スポーツクラブをつくるべきだと、こういうことで今、推進をしているわけでありまして。

あくまでもこのクラブは地元の人たちの主体的なところ、主体的なところを崩さずに、主体性を持ってもらいながらバックアップできるところは、きちっと県も更にバックアップしていくということを要望をして、次の質問に移りたいと思っております。

では、最後の質問をさせていただきたいと思っておりますが、スポーツ振興条例の制定についてお伺いをしたいと思っております。

スポーツには、健康づくりや青少年の健全育成、明るく豊かな国民生活の形成など様々な効果があることは、これは承知のとおりであります。このような効果を持つスポーツの振興を図るために、本県ではスポーツ振興法の規定に基づき、都道府県が定めなければならないとされているスポーツの振興に関する計画として、神奈川県スポーツ振興指針、アクティブかながわ・スポーツビジョンを策定し、全庁的に様々な施策に取り組んでいるこ

とは承知しております。

しかしながら、これはあくまでも指針であり、法律でも条例でもありません。県としてスポーツ振興を図っていくことが重要であると考えれば、条例化を行うべきであるとかねてから私は思って主張してまいりました。条例化をするということは、県議会での議論も経て、法的な根拠を持たせることであり、また県としてもスポーツ振興の基本的な考え方を広く県民の皆様にご承知いただくことでもあり、そのことによって全県的な取組が一層進んでいくと、このように考えております。

そこで、スポーツ振興については是非条例化をするべきだと考えておりますが、このことに関連して何点か伺いたいと思います。

まず、スポーツ振興条例を定めている都道府県があるかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

スポーツ課長

スポーツ振興条例というそのものの名称ではございませんが、埼玉県が埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例、これは平成19年4月に議員立法で定めているというふうに承知しております。

また、各都道府県に照会してございますが、それ以外の都道府県では現時点で条例制定をしているところはありませんでした。

此村委員

埼玉県がちょっとこの趣旨が違うかどうかということですが、スポーツ振興のまちづくり条例をつくっていると、こういうことであります。この中身について、簡単に御説明いただければと思います。

スポーツ課長

埼玉県の条例でございますが、この条例の目的といたしまして、様々な機能を有するスポーツをハード・ソフト面、両面から振興することによりまして、豊かな地域社会を形成するということを目指したものとしております。

また、条例制定の際の埼玉県議会での質疑におきまして、この条例はスポーツを横断的にとらえるものではあるが、遊休地等の活用が主眼であるとの考え方が示されておりました。まちづくりというような視点に軸足を置いたものというふうに考えられるのかなというふうに思っております。

此村委員

したがって、ちょっと趣旨が違うわけではあります。一応埼玉県の方でそういうのができていると、こういうことであります。

本県では、本県におけるスポーツ振興の指針として、アクティブかながわ・スポーツビジョンを策定しております。その基本的な考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

スポーツ課長

アクティブかながわ・スポーツビジョンでございますが、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもという運動やスポーツを行うことができる生涯スポーツ社会の実現が求められているという基本的な認識の下に、これまで以上に県庁内の各部署が連携を図りまして、横断的、総合的な取組を進めるとともに、県内における様々な関係機関との連携を強化してスポーツの振興を進めるというために、平成16年12月に策定したものでございま

す。

なお、平成 18 年 9 月に改訂されました国のスポーツ振興基本計画及び平成 19 年 7 月に策定されました県の総合計画、これと整合性を図るために平成 20 年 3 月に見直しをさせていただきます。

また、このビジョンは県民の皆様が明るく豊かな生活を営むためには、運動やスポーツを積極的に実践したり、教えたり、また見ることや応援することも大切であるというふうな考え方の下に、総合計画に基づきまして、これからの神奈川県としてのスポーツ振興の考え方をおおむね 10 年後の平成 27 年度を目標年度とした取組を示したものでございます。

此村委員

このスポーツ振興指針、アクティブかながわ・スポーツビジョンの策定をするためのいわゆるスポーツ審議会、ちょうど私もそのときスポーツ審議会の委員であって、教育長も確か担当部長として出られていたのかなと、こういうふうに思うわけではありますが、そのときにも私は申し上げたんですが、せっかく良いものをつくっているんだけど、指針という一つのそういうものだけでは非常に弱いと。スクリーンを付けてやった方が実効性を持たせるために条例化の方が望ましいんじゃないかということ、審議をする場ではなかったんですが、一言意見を申し上げたところでありまして、それから 4 年ということがあります。

この 4 年間の経過、一つ一つ検証する時間が今のところありませんから、この場では申し上げますが、だれが考えたって条例でやった方が良いに決まっていることは行政の皆さんが一番よく分かっているんだろうとっております。

改めて、今日は正式に提案をさせていただきたいとっておりますが、スポーツビジョンを策定した基本的な考え方をより明確化させるためにも、条例化をして法的根拠を持たせるべきではないかと思っております。

条例化に当たっては、このスポーツビジョンをベースにした条例化を進めればよいというふうに、それだけこのビジョンは非常によくできているというふうに思っておりますので、これをベースに条例化をすべきであると、この点についてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

スポーツ課長

条例化に当たりましては、上位規定でございます法律の趣旨、また規定を踏まえることが必要となってくると思っております。スポーツの振興に関する施策の基本を規定した法律といたしまして、昭和 36 年に議員立法で制定されたスポーツ振興法があるところでございます。

この法律におきまして、国と地方公共団体、この二つは国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力することや、スポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならないこと、またさらに、スポーツ振興に関する計画を定めなければならないこと、スポーツ振興のための措置として国や地方公共団体が実施すべき個々の具体的な事項といったことで、実施すべき内容が事細かく規定されてございます。

この法律に基づきまして、本県ではスポーツ振興指針、今申し上げた、アクティブかながわ・スポーツビジョンを策定しまして取組を進めているところでございます。

このようにスポーツ振興につきましては、法律に基づく指針によりまして取組を進めておりますので、ただいま委員から条例化というお話を頂きましたが、一層のスポーツ振興をするための御提案というふうに受け止めさせていただきたいと存じますが、条例化する、しないということも含めまして、今後私どもは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

そうした検討に当たりましては、多くのスポーツ関係者、あるいはスポーツ団体、こういう多方面からの御意見を十分伺ってまいりたいというふうに考えてございます。そのため大変恐縮ではございますが、しばらくお時間を頂きたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと存じます。

此村委員

分かりました。

今日改めて正式に提案をさせていただきたいというふうに思っておりますが、実は私も福祉のまちづくり条例を1年生議員のときに初めて全国で提案をさせていただきまして、そのときも推進指針だったんですよ。そのときの当局のやりとりの中で、指針があるんだから必要ありませんと言った。ところが、四、五年たったらやらざるを得なくなって、今、全国の都道府県、全部というほどできている。

それでまた、例えば四、五年前、ちょうどこのアクティブかながわ・スポーツビジョンが策定されたころに、神奈川県は文化芸術振興基本計画をつくりました。そのときも県当局の皆さんにこれを条例化することによって、県議会という一つの法的な根拠を経て、そして強力に県民の理解も進み、県民総ぐるみでこのことが進むから、条例化すべきだということを申し上げました。そのときも県は、計画でできると思うから、条例は考えませんという答弁だったかと思えます。

だから、条例化して進めるということは正に、今何度も繰り返しますが、より進めるためには条例化をするということがいかに強力に進められるか、また県民の協力を得やすいかというようなことは、皆さん十分承知しているはずでありますし、また、国の施策もこの計画だとか指針だとか要綱だとかじゃなくて、できるだけ県民に、国民に分かりやすく、法律として、また条例としてきちっと進めるべきだと、これは大綱として進めなさいというのは、これは国からも出ているわけであります。

そうした意味で、このアクティブかながわ・スポーツビジョンに盛り込まれた施策を進め、県民が、いつでも、どこでも、だれでも、身近なところでスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、積極的に取り組んでもらいたいと、このように考えておるわけですが、そのために私は条例化が必要だと、このように改めて申し上げておきたいと思えます。是非、条例化に向けて前向きに検討して、早期にスポーツ振興条例を制定していただけますように要望いたしまして、私の質問は終わります。